

監査監第1786号
令和3年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様
さいたま市議会議長 渋谷 佳 孝 様

さいたま市監査委員	大 矢 幸 子
同	工 藤 道 弘
同	伊 藤 仕
同	松 下 壮 一

工事監査結果報告書の提出について(通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

工事監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象部局等

都市局

都市計画部

自転車まちづくり推進課、都市公園課、みどり推進課

北部都市・公園管理事務所

管理課

南部都市・公園管理事務所

管理課

建設局

南部建設事務所

下水道再整備課、下水道建設課

(2) 監査の範囲

平成30年度繰越工事、令和元年度及び令和2年度（令和2年6月末現在）に契約した工事のうち、最終契約金額が1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和元年度及び令和2年度（令和2年6月末現在）に契約した施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
都市局 都市計画部	都市公園課	①平成30年度（仮称）浦和東部第一近隣公園施設整備工事
		②（仮称）台・一ノ久保第2公園整備工事
	みどり推進課	③宮原町1丁目緑地整備工事
都市局 北部都市・公園 管理事務所	管理課	④岩槻城址公園複合遊具外設置工事
都市局 南部都市・公園 管理事務所	管理課	⑤荒川総合運動公園堆積土砂撤去等災害復旧工事

建設局 南部建設事務所	下水道再整備課	⑥南部第10処理分区下水道工事(南再-30-303)
		⑦鴨川第42処理分区外下水道工事(南再-30-453)
	下水道建設課	⑧芝川左岸第4排水区下水道工事(南建-30-207)
		⑨芝川第13処理分区下水道工事(南建-30-1002)
		⑩芝川第13処理分区下水道工事(南建-R1-1017)

担 当		施 設 修 繕 名
都市局 都市計画部	自転車まちづくり推進課	①武蔵浦和駅南自転車駐車場サイクルラック修繕
		②武蔵浦和駅東駐車場B1F床防水塗装修繕
	都市公園課	③浦和駒場スタジアム施設内トイレ洋式化等修繕
都市局 北部都市・公園 管理事務所	管理課	④三橋総合公園屋内プール可動屋根レール修繕
都市局 南部都市・公園 管理事務所	管理課	⑤遊戯施設修繕その2 (R2)

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 計画

ア 道路、河川等の管理者及び電気、水道等の事業者との協議は行われているか。

(2) 設計・積算

ア 仕様書、図面等の設計図書は的確に作成されているか。

イ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(3) 施工

ア 現場の安全管理は適切に行われているか。

イ 工期変更及び設計変更の理由・内容・時期は適切か。

(4) 契約

ア 入札事前準備事務において、設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

イ 契約締結事務において、契約書、見積書等の関係書類は確実かつ的確に整備さ

れているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び現地

(2) 監査期間

令和2年10月27日（火）から令和3年3月22日（月）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務等の一部に別表のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、施工上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。

(別 表)

都市局

担 当 課	工 事 名	指 摘 事 項 等
都市計画部 都市公園課	①平成30年度(仮称)浦和東部第一近隣公園施設整備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工期延長手続について、工期延長申請書が見受けられないことから、さいたま市建設工事請負契約基準約款第22条により、適正な事務処理を行うべきである。
都市計画部 みどり推進課	③宮原町1丁目緑地整備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・準備工の除草について、受注者と協議の結果、工事着手に支障があるとして、直接工事費に積上げ計上しているが、共通仮設費率に含まれていることから、土木工事標準積算基準書を適正に運用し積算するべきである。 ・検査結果について、工事検査結果の報告を部長に行っていないことから、さいたま市事務専決規程第3条により、適正な事務処理を行うべきである。
北部都市・公園 管理事務所 管理課	④岩槻城址公園複合遊具外設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ・検査結果について、工事検査結果の決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていることから、さいたま市事務専決規程第3条により、適正な事務処理を行うべきである。
南部都市・公園 管理事務所 管理課	⑤荒川総合運動公園堆積土砂撤去等災害復旧工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工期延長手続について、工期延長申請書の決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていることから、さいたま市事務専決規程第3条により、適正な事務処理を行うべきである。

担 当 課	工 事 名	指 摘 事 項 等
南部建設事務所 下水道建設課	⑩芝川第13処理分区下 水道工事(南建-R1- 1017)	・作業員の安全対策について、一部人 孔設置作業で土留めに連続性がな く、掘削面の土砂崩壊につながるお それがあり、労働安全衛生規則第3 61条で定められた安全対策を行 っていないことから、受注者を適切 に指導・監督するべきである。